２　前項の作業を終えたときは、筆界点番号図、筆界点成果簿及び地籍図一覧図（街区境界調査にあつては街区境界調査図一覧図）を作成するものとする。

（地籍明細図）

第七十五条　地籍図原図の一部について当該部分に属する一筆地の状況が当該地籍図原図の縮尺では、所要の精度をもつて表示されることが困難である場合には、当該部分について所要の精度を表示するに足りる縮尺の地籍明細図（街区境界調査にあつては街区境界調査明細図）を別に作成することができる。

第三節　航測法

第一款　総則

（作業の順序）

第七十六条　航測法による地籍測量は、次の各号に掲げる作業の順序に従つて行うものとする。

一　地籍図根三角測量

二　航空測量

三　地籍図原図の作成

（削る）

（削る）

２　前項第二号に掲げる作業において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、同項第一号に掲げる作業の全部又は一部を省略することができる。

３　航空測量は、一筆地調査と併行して行うものとする。

４　併用法による地籍測量については、第四十二条及び第一項に規定する作業の順序を考慮してその順序を定めるものとする。

第二款　地籍図根三角測量

第七十六条の二　第四十五条及び第四十八条から第五十二条までの規定は、航測法による地籍測量について準用する。この場合において、第四十五条中「地籍図根測量」とあるのは「地籍図根三角測量」と、第五十二条第一項中「一筆地測量」とあるのは「航空測量」と読み替えるものとする。

第三款　航空測量

第一目　総則

（航空測量の実施）

第七十六条の三　航空測量は、次の各号に掲げる作業により実施するものとする。

一　空中写真測量

二　航空レーザ測量

三　既存資料の収集及び解析

四　補備測量

五　筆界点の座標値の算出

２　前項第五号に掲げる作業において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、同項第一号から第四号までに掲げる作業の一部を省略することができる。

（標定点等及び航測図根点の選定）

第七十七条　空中写真測量に必要な水平位置及び標高の基準となる点（以下「標定点」という。）又は航空レーザ測量における航空レーザ計測（航空機又は無人航空機に搭載したレーザ測距装置と地表面又は地物との距離並びに当該レーザ測距装置の位置及び傾きの計測をいう。以下同

２　前項の作業を終えたときは、筆界点番号図、筆界点成果簿及び地籍図一覧図を作成するものとする。

（地籍明細図）

第七十五条　原図の一部について当該部分に属する一筆地の状況が当該原図の縮尺では、所要の精度をもつて表示されることが困難である場合には、当該部分について所要の精度を表示するに足りる縮尺の地籍明細図を別に作成することができる。

第三節　航測法

（作業の順序）

第七十六条　航測法による地籍測量は、次の各号に掲げる作業の順序に従つて行うものとする。ただし、第三号の作業は、第二号の作業の前に行うことができる。

一　対空標識の設置（標定点及び航測図根点の選定を含む。）

二　空中写真撮影

三　標定点測量

四　空中三角測量（補備測量を含む。）

五　図化

（新設）

２　（新設）

２　併用法による地籍測量については、第四十二条及び前項に規定する作業の順序を考慮してその順序を定めるものとする。

（標定点及び航測図根点の選定）

第七十七条　標定点は、既設の地籍図根三角点等のほか、必要な場合には新設点をこれに充てるものとする。この場合において、既設の地籍図根三角点等が他市町村に属する場合には、あらかじめ標定点として使用することについて他市町村に了解を求めておくものとする。